

令和7年度市民税・県民税申告書を提出する方へ

この申告は、あなたの市民税・県民税の基礎資料となることに加えて、国民健康保険税の算定や児童扶養手当の給付等の資料にもなります。また、申告がないと、所得証明書・課税証明書の発行ができません（確定申告書又は給与・公的年金等支払者からの支払報告書の提出がある場合を除く）。

各種控除や所得の内容等については、別紙「令和7年度市民税・県民税申告書の手引き」を御覧ください。

なお、記入例は、中面の「令和7年度市民税・県民税申告書の書き方」を御確認ください。

★ この申告書は令和6年度において次のいずれかの要件に~~あてはまる~~人に送付しています。

- ① 市民税・県民税申告書を提出している人（令和5年分確定申告書を提出している場合を除く）
- ② 公的年金等支払報告書のみで市民税・県民税が課税になっている人
- ③ 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与や公的年金等支払者からの支払報告書のいずれの提出もない人（秦野市内に居住している人の税法上の扶養親族になっている場合を除く）

※ 上記のいずれかの要件に~~あてはまる~~場合でも、年齢や昨年度の課税方法等により送付の対象にならない場合があります。

★ 申告書の受付・相談日程等は次のとおりです。

期 日	令和7年1月23日(木) から3月17日(月) まで（土・日・祝日を除きます。） ※実施期間中は窓口が大変混雑いたしますので、郵送での提出に御協力ください。		
場 所	秦野市役所東庁舎 1階 1A会議室	受付時間	午前8時30分～午後5時
必要な物	・ 市民税・県民税申告書 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）、もしくは個人番号通知カード+運転免許証等 ※「個人番号（マイナンバー）」については、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は記載事項の内容変更手続きがとられている場合に限り有効です。 ・ 収入の証明書（給与収入又は公的年金等収入の場合は源泉徴収票等） ・ 生命保険料、地震保険料、社会保険料、寄附金控除などを受ける人は、その支払証明書等 ・ 障害者控除を受ける人は、手帳又はその写し（療育手帳等による場合）、高齢介護課発行の障害者控除対象者認定書等（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳については、提示等が不要となりました。） ・ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書 ※令和3年度から、領収書原本の添付による申告はできなくなりました。必ず事前に「医療費控除の明細書」を作成のうえ、申告してください。 ・ 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。） ・ 代理人（同居の家族や親族を除く）が申告する場合は、委任状（任意様式）と代理人の運転免許証等の本人確認書類		

※ 郵送で提出する際は、同封の返信用封筒を御利用ください。また、申告内容について連絡する場合がありますので、電話番号を必ず御記入ください。なお、収受印を押印した受付書が必要な方は、住所宛名を記入し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※ 申告内容の控えが必要な方は、事前にコピーをしてから提出してください。

★ 令和6年度から森林環境税が導入されました。

市民税・県民税の均等割は東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度まで臨時的に年額1,000円（市民税・県民税それぞれ500円ずつ）が引き上げられ、賦課徴収されていました。この臨時的措置が終了して令和6年度より新たに森林環境税（年額1,000円）が導入されました。森林環境税は所得が一定基準以下の方は課税されません。森林環境税が非課税となる基準は、市民税・県民税の均等割が非課税になる基準と同じです。

★ 令和6年度から「異なる課税方式」の選択が廃止されました。

上場株式等の所得は、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度（令和5年分）以降の市民税・県民税から、所得税と課税方式を一致させることになりました。令和7年度（令和6年分）の申告で、所得税で上場株式等の所得について確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税の計算に算入されます。

★ その他、申告についての問い合わせ

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 市民税課 市民税担当 電話 0463-82-5130（直通） Email siminzei@city.hadano.kanagawa.jp

あなたは申告が **必要？ 不要？**

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

※ 市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。



